

# 山梨県省エネ・再エネ設備 導入加速化事業費補助金 〔中小企業者等〕

山梨県では、原油価格等の高騰に直面する県内事業者の皆様のエネルギーコスト削減を支援するため、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を助成します。

申請受付期間

**令和6年3月21日(木)～令和6年5月10日(金)**

※申請受付期間前(令和6年3月20日以前)の消印日のものを受付できません。

補助対象設備

**省エネ  
設備**

- ・照明設備
- ・高効率空調
- ・業務用給湯器等

**再エネ  
設備**

- ・太陽光発電設備
- ・蓄電池
- ・太陽熱利用設備

**補助率  
2/3以内**

1事業所あたり、  
上限**300万円**  
下限**25万円**

1事業所あたり、  
上限**600万円**  
下限**100万円**  
(太陽熱利用設備は下限**25万円**)

※令和7年2月10日(月)までに、設備導入から支払いまで完了する必要があります。

補助対象者

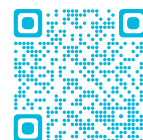
**中小企業者等**

※過去に交付決定を受けたことがある事業所であっても、再度申請することができません

申請要領

申請方法や補助対象となる事業者・設備の条件など、詳細については、  
県ホームページ掲載の申請要領(中小企業者等用)をご確認ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene-4.html>



お問い合わせ (受付時間: 平日9時～17時)

**省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局**  
**TEL 055-242-6260**

山梨県が特定の事業者に補助金活用の勧誘を委託することはありません。